

(107) 決議

全農福岡縣聯合會は全九州三百萬小作農民の利害の先頭に立つて次の如く決議するものである。

- 一、惡地主土地會社打倒
- 二、調停條項による小作地取上げ反對
- 三、耕作權を確保する完全小作法の即時制定
- 四、肥料農産資金の國家補償
- 五、勤勞農民の食料一ヶ年分の差押禁止
- 六、無産運動彈壓諸法令の改廢（撤廢を訂正）
- 七、國債利子支拂ひを二ヶ年間停止し以て勤勞大衆の生活保證資金とせよ

右決議す  
昭和十年五月一日

財團 協調會福岡出張所

全農農民組合福岡縣聯合會

財團 協調會福岡出張所